

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議（案）

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しみ生涯スポーツとなつており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比へ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等による地域経済への貢献に資する地域との共生共榮を果たしているものである。

ゴルフは、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰することが決定しており、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行うことは恥すべきことである。

ついては、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。右、決議する。

平成二十六年十一月十四日

顧會
問長

副会長代行

幹事長代理事長
幹事長代辦

神青大宮萩岸竹遠橋山下鴨逢中保谷河金麻衛
田山西沢生 本藤本本村下沢曾岡垣村子生藤
田 根 征
憲周英洋光信直利聖有博一弘興禎建一太士
次平男一一夫一明子二文郎郎文治一夫義郎郎

小茂塩稻
坂木崎田
憲敏恭朋
次充久美
山額高川甘
東賀村崎利
福
昭志正二
子郎彦郎明

後藤田正純
吉野正芳